

明石市公共施設配置適正化実行計画に沿った少年自然の家の取組について

明石市立少年自然の家については、明石市公共施設配置適正化実行計画における取組方策として、「施設の利用状況や老朽化の現況等を検証し、施設の有効活用を図るため、2020年度を目途に民間への移譲など管理運営体制の見直し等を検討する」ととされています。

施設の民間移譲の可能性に関する事業者意向調査を行ったものの、譲受意向のある民間事業者がいなかったことから、明石市財政健全化推進協議会においては、2020年度(令和2年度)末を目途に施設利用を停止し、廃止などに向けて取組を進めることとされています。教育委員会としても、その方針に沿って、今後、地元地域や利用団体などの意見を聴きながら丁寧に取り組んでいきます。

記

1 施設の課題

- 施設全体の稼働率が低いなか、日帰り利用を幅広く受け入れた結果、体育館や実習室などは、施設の本来の設置目的である野外活動等を通じた青少年育成のための利用ではなく、スポーツや陶芸など成人の活動の利用割合が高くなっている。
- 宿泊室の利用は夏季中心であることから、低稼働率(約20%/年)で推移している。
- 開設後30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、大規模改修等に多額の費用が必要となっている。また、指定管理料などの施設維持管理費(約8千万円/年)を要する。
- 住宅が隣接する立地環境から、窓開放や南芝生広場利用の禁止など施設利用に制限がある。

2 これまでの経緯

- 2015年(平成27年)3月 明石市公共施設配置適正化基本計画策定
 2017年(平成29年)3月 // 実行計画策定
 2018年(平成30年)9月 公募のサウンディング調査により民間事業者から意見聴取、その他の青少年野外活動団体にも打診したところ譲受希望なし
 2019年(令和元年)11月 明石市財政健全化推進協議会で施設廃止の方針を公表

3 施設の現状

- (1) 設置目的 仲間との集団宿泊生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年を育成することを目的とする。
- (2) 主な事業 集団宿泊生活事業・自然体験活動事業、レクリエーション野外活動事業など
- (3) 利用対象者 小・中学校、高校などの児童・生徒の団体、少年団体など
- (4) 利用状況の推移

① 利用者数 (単位：人)

区分	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
宿泊	14,231	12,920	13,023	13,656	13,929	12,640
その他施設	38,420	36,505	40,412	38,902	39,239	37,309
合計	52,651	49,425	53,435	52,558	53,168	49,949

② 宿泊室の稼働率

区分	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
宿泊室	19.1%	17.5%	17.5%	18.6%	19.5%	17.5%

③ 使用料収入

(単位：千円)

区分	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
合計	6,785	5,911	6,538	7,041	7,199	6,119

(5) 収支状況 (2018(H30)年度)

収入	支出	収支
使用料収入 6,119千円	指定管理料 80,220千円	△74,101千円

4 施設の概要

- (1) 敷地面積 センターゾーン 13,982㎡・スポーツゾーン 5,916㎡
- (2) 延床面積 管理宿泊棟 3,822㎡、実習棟 492㎡、体育館 811㎡
- (3) 構造・階数 管理宿泊棟 RC造 地上4階、地下1階 (S57.3築)
 実習棟 RC造 地上2階 (S57.3築)
 体育館 RC造 一部2階 (S59.2築)
- (4) 施設の主な機能 管理宿泊棟 宿泊定員230名・研修室(100名・40名)・談話室・食堂・保健室・大浴場等
 実習棟 実習室60名用1部屋・30名用1部屋・50名用1部屋
 体育館 バasketコート 1面
 その他 屋外炊飯設備、キャンプファイヤー場、グラウンド
- (5) 管理運営方法 指定管理 (2007(H19)年度から)

5 施設利用停止に向けた対応

主な利用団体には市外の野外活動施設などの情報を提供する。

※参考 県内の主な宿泊可能な野外活動施設

- ・国立淡路青少年交流の家
- ・県立嬉野台生涯教育センター
- ・神戸市立自然の家
- ・加古川市立少年自然の家

6 今後の予定

現指定管理期間が終了する2020年度(令和2年度)末を利用停止のひとつの目途と考えていますが、地元や利用団体などの意見を聴きながら丁寧に進めていきます。

～2020(R2)年3月	○地元自治会・主な利用団体などに説明・周知
2021(R3)年3月	○設置条例廃止議案の上程 ○施設廃止、指定管理業務終了
2021(R3)年4月～	○跡地利活用の検討

明石市立少年自然の家 位置図

